

# 検針員に関する質問事項

## 1 検針員の仕事はどのようなものですか。

検針員は、北方町（上下水道課）から委託を受けた個人事業主（町職員ではなく、事業主としての責任を負います。）として、使用者宅（事業所、工場等を含みます。）に設置している量水器（メーター）の指針（数値）を確認し、町が貸与する機器に数値を入力して「使用水量と料金のお知らせ」を印刷し、ポストなどに投函することが主な仕事です。

なお、これに付随して、漏水のおそれがある場合には注意書きのメモをあわせておくなどの仕事もあります。

## 2 検針するときの交通手段や服装はどのようなものですか。

交通手段は特に指定しませんが、自動車を利用すると駐車場所がないなどの状況が想定されます。現在検針を行っている方は、主に徒歩や自転車、原動機付自転車などで実施しています。

服装は、制服などの指定はなく自由としています。ただし、お客様の個人宅や事業所へお伺いするため、動きやすい服装であっても相手に不快感を与えないこと（お客さまから見てどうか）を基準として自己判断をお願いしています。

## 3 仕事を行う期間はどのくらいですか。また、仕事をする時間帯はいつですか。

偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の月半ばから月末までの概ね2週間です。末日までに検針を確実に終えて、機器やリストを返却します。また、検針を行う時間帯は、概ね午前8時から日没前までとさせていただき、夜間の検針で使用者などに不信感を与えることのないようにしてください。

## 4 個人的な都合などでできないときは、代わってもらったり、期限を延ばしたりしてもらうことはできますか。

検針員には、業務を委託するにあたり身分証明書を発行します。検針時は、必ずこれを携行していただくこととなるので、検針員以外の方が検針することはできません。

また、検針結果に基づいて漏水等の確認をする期間が必要となることや、料金の納付通知書、口座振替依頼を出すまでのスケジュールが決まっているため、個人的な理由により期限を延長することはできません。

## 5 検針する件数と委託料はどのくらいですか。

検針を行う件数は、約2,000件～4,000件です。1件につき81円（税込み価格）での委託契約で、1検針月あたりの金額は約16～33万円です。検針月の翌月10～15日に口座振込みの方法により支払います。

## 6 業務時に傷害を負った場合や他人に損害を与えた場合の対応はどのようになりますか。

検針員の身分は、町から委託を請け負っている個人事業主であり、職員としての身分を有していないため、町が責任を負うことはできません。民間の損害賠償責任保険や傷害保険に自身で加入していただき、対応をお願いします。

## 7 年度途中で辞めることはできますか。

契約期間は、毎年4月から翌3月までの1年間です。年度の途中で辞めることは原則としてできません。止むを得ない理由で契約を解除する場合は、後任の決定や引継ぎの期間を考慮し、解除する月の3か月前までに申出をしていただく必要があります。

## 8 長く続けたいのですが、契約は確実に更新されますか。

契約は、1年ごとに更新しますが、更新することについての保証はありません。また、業務内容が適正でないと判断した場合は、契約期間内であっても契約を解除することがあります。

## 検針業務の流れ

### 1 検針に使用する機器とリストを受け取ります。

年度当初にお渡しするスケジュールに従い、検針月中旬に役場で検針先リストと検針用機器（ハンディターミナル）等を受け取ります。

### 2 検針期間内に検針を行います。

スケジュールでお知らせしている検針期間（検針開始～機器返却日）内に、リストに基づいて検針を行います。リストには、効率的に検針を行うためのルート（道順）が示されているので、この順序にしたがって検針を行います。

検針は、次の要領で実施します。

- ①使用者宅の量水器ボックスの中にある量水器（メーター）のフタを開けて、メーター番号に間違いがないことを確認します。
- ②メーターの数値を読んでハンディターミナルに入力します。
- ③入力後、「使用水量と料金のお知らせ」を印刷します。
- ④「使用水量と料金のお知らせ」を使用者宅のポストなどに投函します。
- ⑤使用水量が前回の検針時から異常に増加している場合は、「漏水のお知らせ」を一緒に投函します。
- ⑥フタの閉め忘れがないように確認します。

### 3 検針機器等を返却します。

全ての検針を終えたら、受け取った検針先リストや検針用機器等を役場に返却します。

### 4 請求書を発行します。

町で検針結果をシステムに入力し、内容を確認したあと、結果に基づいて委託料請求書を作成します。請求書に押印し、委託料を請求します。

委託料は、検針月の翌月10～15日に口座振込みの方法により支払われます。